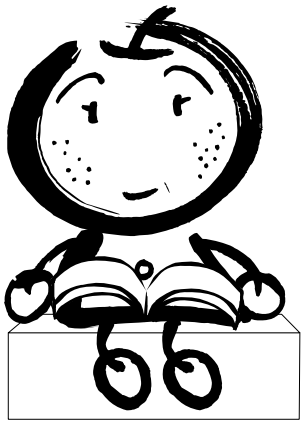
第 5 章

05

障害福祉サービス等の必要量見込み



第５章　障害福祉サービス等の必要量見込み

国の基本指針*では、成果目標の達成に必要な活動指標として、令和9(2027)年度から令和11(2029)年度までの各年度について、障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援等の必要量を見込むこととしています。ここでは当市における障害福祉サービス等の見込量及びその見込量を確保するための方策を定めます。

資料　障害福祉サービス等の概要

サービス等	概要
訪問系サービス	
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護や調理・洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由や重度の知的・精神障がいにより常時介護を必要とする人に、長時間にわたり総合的な介護や外出時の支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時の移動援護や必要な情報提供、排せつ・食事等の介護を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある人に、危険回避のための援護や外出時の支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要で介護の必要度が特に高い人に、居宅介護、生活介護、短期入所等を包括的に提供します。
日中活動系サービス	
生活介護	常時介護を必要とする人に、主として昼間、入浴・排せつ・食事等の介護や創作的活動・生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	身体機能の維持・向上を図るため、理学療法、作業療法等のリハビリテーションや生活に関する相談支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活を送れるよう、生活能力の維持・向上のための訓練や相談支援を行います。
就労選択支援	就労に関する希望や能力、適性等を整理・評価し、本人に適した就労先や就労系サービスの選択を支援します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、生産活動や職場体験、就労に必要な知識・能力向上のための訓練、求職活動支援等を行います。
就労継続支援 A 型	一般企業等での就労が難しい人に、雇用契約に基づく働く場を提供し、知識・能力向上のための支援を行います。
就労継続支援 B 型	一般企業等での就労や雇用契約に基づく就労が難しい人に、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識・能力向上を支援します。
就労定着支援	一般就労した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題を把握し、企業や関係機関との連絡調整等を行います。

サービス等	概要
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活上の支援を行います。
短期入所（福祉型）	介護者の疾病や休息等により一時的に在宅生活が難しい人に、障害者支援施設等への短期間の入所を通じて、入浴・排せつ・食事等の支援を行います。
短期入所（医療型）	医療的な管理を必要とする人に、医療機関等への短期間の入所を通じて、必要な医療・介護等の支援を行います。
居住系サービス	
自立生活援助	施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した人等に、定期訪問や随時相談を行い、地域での自立生活を支援します。
共同生活援助（グループホーム）	地域の共同生活住居で、相談、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、主として夜間や休日、入浴・排せつ・食事等の介護、生活上の相談・支援を行います。
相談支援	
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用にあたり、本人の意向や生活課題を踏まえてサービス等利用計画を作成し、定期的なモニタリング*を行います。
地域移行支援	施設や精神科病院等に入所・入院している人に、住居の確保、外出の同行、関係機関との調整等を行い、地域生活への移行を支援します。
地域定着支援	単身等で地域生活をする障がいのある人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談や必要な支援を行います。
障害児通所支援	
児童発達支援	主に就学前の障がい児に、日常生活における基本動作や知識技能の習得、集団生活への適応等の発達支援を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に、放課後や長期休暇中、生活能力向上のための支援や社会との交流促進等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本動作等の発達支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、学校等を訪問し、障がい児本人への集団生活への適応支援や、施設職員への支援方法の助言等を行います。
障害児相談支援	
障害児相談支援	障害児通所支援等の利用にあたり、こどもと家族の意向・課題を踏まえた障害児支援利用計画を作成し、利用後も定期的に状況を確認・調整します。

1 訪問系サービスの見込量

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援で構成され、障がいのある人が住み慣れた地域や自宅で生活を継続するための介護・外出・見守り等を提供します。

〈前計画実績（見込み）と令和9（2027）年度から令和11（2029）年度の見込量〉

サービスの種類	単 位	令和6年度（2024）（実績）	令和7年度（2025）（実績）	令和8年度（2026）（実績見込）	令和9年度（2027）（見込）	令和10年度（2028）（見込）	令和11年度（2029）（見込）
居宅介護	合計時間数（時間/月）	656	613	642	688	734	791
	人数（人/月）	61	55	56	60	64	69
重度訪問介護	合計時間数（時間/月）	1,746	1,815	2,043	2,553	3,064	3,574
	人数（人/月）	3	5	4	5	6	7
同行援護	合計時間数（時間/月）	78	102	99	113	127	156
	人数（人/月）	5	12	7	8	9	11
行動援護	合計時間数（時間/月）	575	523	550	550	550	550
	人数（人/月）	24	26	24	24	24	24
重度障害者等包括支援	合計時間数（時間/月）	0	0	0	0	0	0
	人数（人/月）	0	0	0	0	0	0

【市の現状と課題】

基礎調査の事業所ヒアリングでは、移動支援、行動援護、同行援護等はニーズに対して供給が不足しているとの指摘があり、入浴介助や排泄介助など身体介護に対応できる人材の確保が課題となっています。また、身体障がいの高齢層ではホームヘルプサービスを重視する回答もみられ、介助者の高齢化を含め、在宅生活を支える訪問支援の安定供給が求められています。

【確保のための方策】

県や関係機関と連携して介護人材の確保・育成、研修情報の周知、事業所への情報提供を進めます。特に同行援護・行動援護や身体介護など専門性の高い支援について、事業所間の連携と担い手の確保を促進するとともに、利用者の障がい特性や生活状況に応じた適切な支給決定とサービス調整を行います。

【施設整備の方針】

途切れない支援が可能となるよう、必要に応じ、介護保険サービスと障害福祉サービスの連携を進めてまいります。

訪問系サービス事業所の新規開設にあたっては、居宅介護に加え、同行援護、行動援護及び地域生活支援事業*である移動支援について併設を協議します。

2 日中活動系サービスの見込量

日中活動系サービスは、障がいのある人が日中を過ごす場として、介護や生活支援、社会参加、就労支援など、本人のニーズに応じた支援を提供するサービスです。あわせて、家族の休息（レスパイト*）を支える役割も担っています。

〈前計画実績（見込み）と令和9（2027）年度から令和11（2029）年度の見込量〉

サービスの種類	単 位	令和6年度（2024）（実績）	令和7年度（2025）（実績）	令和8年度（2026）（実績見込）	令和9年度（2027）（見込）	令和10年度（2028）（見込）	令和11年度（2029）（見込）
生活介護	合計日数（人日/月）	1,728	1,761	1,795	1,833	1,871	1,910
	人数（人/月）	92	98	94	96	98	100
自立訓練（機能訓練）	合計日数（人日/月）	0	0	9	9	9	9
	人数（人/月）	0	0	1	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	合計日数（人日/月）	114	165	118	118	118	118
	人数（人/月）	8	17	10	10	10	10
うち精神障がい者	合計日数（人日/月）	66	82	95	95	95	95
	人数（人/月）	2	6	7	7	7	7
就労選択支援	人数（人/月）	-	3	1	2	3	5
就労移行支援	合計日数（人日/月）	434	395	484	484	484	484
	人数（人/月）	30	52	31	31	31	31
就労継続支援（A型）	合計日数（人日/月）	521	641	699	717	736	754
	人数（人/月）	29	52	38	39	40	41
就労継続支援（B型）	合計日数（人日/月）	1,688	1,891	1,763	1,970	2,208	2,478
	人数（人/月）	108	139	111	124	139	156
就労定着支援	人数（人/月）	27	35	24	27	30	33
療養介護	人数（人/月）	1	1	1	1	1	1
短期入所（福祉型）	合計日数（人日/月）	107	126	157	187	216	255
	人数（人/月）	16	36	16	19	22	26
うち精神障がい者	合計日数（人日/月）	3	1	3	3	3	3
	人数（人/月）	1	0	1	1	1	1
うち重度障がい者	合計日数（人日/月）	82	90	66	71	71	71
	人数（人/月）	11	11	8	9	9	9

サービスの種類	単 位	令和6年度（2024）（実績）	令和7年度（2025）（実績）	令和8年度（2026）（実績見込）	令和9年度（2027）（見込）	令和10年度（2028）（見込）	令和11年度（2029）（見込）
短期入所（医療型）	合計日数（人日/月）	0	0	0	0	0	0
	人数（人/月）	0	0	0	0	0	0
うち精神障がい者	合計日数（人日/月）	0	0	0	0	0	0
	人数（人/月）	0	0	0	0	0	0
うち重度障がい者	合計日数（人日/月）	0	0	0	0	0	0
	人数（人/月）	0	0	0	0	0	0

※人日/月…日利用人員×月当たりの平均利用日数＝月間の延べ利用日数

【市の現状と課題】

基礎調査では、知的障がいのある人の利用意向として短期入所、生活介護、自立訓練、就労系サービス等への一定のニーズがみられます。精神障がいでは「就労の場の確保、開拓」を求める回答が 33.5%と高く、就労機会の確保が課題となっています。また、基礎調査の事業所ヒアリングでは短期入所が供給不足のサービスとして挙げられており、家族の負担軽減を含めた受入体制の確保が必要となっています。

また、令和10（2028）年度に、生活介護事業所を含む、白井市障害者支援センターの民営化が予定されていますが、それに伴う定員や受け入れの方針に変更はありません。

【確保のための方策】

利用実績と特別支援学校卒業者等の新規利用、障がいのある人の重度化・高齢化、就労希望等を把握し、必要なサービス量を確保します。就労系サービスについては、地域自立支援協議会*就労支援部会、医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター*、障害者就業・生活支援センター*、ハローワーク、市就労支援員等の就労支援機関、企業等との連携を進め、一般就労への移行と定着を支援します。短期入所については、市内外の事業所情報を把握し、緊急時やレスパイト*需要を含めた受入先の確保に努めます。

【施設整備の方針】

生活介護の新規開設にあたっては、重度障がい・強度行動障がい*・医療的ケア等への対応について協議します。

就労選択支援及び就労移行支援、就労定着支援については、市内に事業所がないため、交通費支給等の支援策を継続することに加え、既存の市内就労系サービス事業所におけるサービス提供について協議するほか、新規市内参入を促進します。

就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型については、利用者のニーズに対応できるよう、送迎の実施、多様な作業内容、自立訓練、就労選択支援等他のサービスとの併設による多機能型での開設について協議します。

また、就労継続支援 B 型の新規開設にあたっては重度障がい者の受け入れについて協議し、市内のサービス提供体制の向上に向けた取組を推進します。

短期入所については、医療型短期入所の新規市内参入を促進するとともに、居住系サービスである共同生活援助日中サービス支援型の新規参入を推進する際に、重度障がい者、強度行動障がい*者、医療的ケア児等*の受け入れが可能な短期入所について協議し、提供体制の充実を図ります。

3 居住系サービスの見込量

居住系サービスは、地域での一人暮らしや共同生活、施設での生活を支え、本人の希望に応じた住まいの選択と地域生活への移行を支援するサービスです。

〈前計画実績(見込み)と令和9(2027)年度から令和11(2029)年度の見込量〉

サービスの種類	単 位	令和6年度(2024)(実績)	令和7年度(2025)(実績)	令和8年度(2026)(実績見込)	令和9年度(2027)(見込)	令和10年度(2028)(見込)	令和11年度(2029)(見込)
自立生活援助	人数(人/月)	1	2	3	3	3	3
うち 精神障がい者	人数(人/月)	0	1	1	1	1	1
共同生活援助(グループホーム)	人数(人/月)	70	75	73	83	94	107
うち 精神障がい者	人数(人/月)	26	34	30	34	39	45
うち 重度障がい者	人数(人/月)	14	17	16	19	22	25
施設入所支援	人数(人/月)	23	24	23	23	22	21

【市の現状と課題】

基礎調査では、知的障がいのある人が地域で自立して暮らすために特に力を入れてほしいものとして「共同生活援助(グループホーム)」が 41.2%で最も高くなっています。基礎調査の事業所ヒアリングでも、必要な支援が提供されているグループホームが少なく、選択することが難しいと指摘されています。

基礎調査時点から、グループホームの数は増加していますが、障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」の生活を見据え、本人の意向を丁寧に聞き取り、希望に沿った住まいを選べる環境づくりが課題となっています。

【確保のための方策】

共同生活援助(グループホーム)について、市内外の供給状況や空室、重度障がい・強度行動障がい*・医療的ケア等への対応状況を把握し、事業者への情報提供を行います。また、重度障がい・強度行動障がい*・医療的ケア等に対応可能な日中サービス支援型事業所の市内参入を積極的に促進します。

自立生活援助については、サービスの内容を周知することで活用を進め、施設・病院・グループホーム等から一人暮らしを含む本人の希望する暮らしへの移行を支援します。

【施設整備の方針】

重度障がい・強度行動障がい*・医療的ケア等に対応可能な日中サービス支援型事業所の新規市内参入を、積極的に促進します。

4 相談支援の見込量

相談支援は、障害福祉サービス等の利用計画の作成、施設・病院からの地域移行、地域生活を継続するための支援を通じて、本人が希望する生活を支えるサービスです。

〈前計画実績（見込み）と令和9（2027）年度から令和11（2029）年度の見込量〉

サービスの種類	単位	令和6年度（2024）（実績）	令和7年度（2025）（実績）	令和8年度（2026）（実績見込）	令和9年度（2027）（見込）	令和10年度（2028）（見込）	令和11年度（2029）（見込）
計画相談支援	人数（人/月）	104	108	102	109	116	123
地域相談支援（地域移行支援）	人数（人/月）	1	1	1	1	2	2
うち精神障がい者	人数（人/月）	0	1	1	1	1	1
地域相談支援（地域定着支援）	人数（人/月）	1	1	1	1	1	1
うち精神障がい者	人数（人/月）	0	0	1	1	1	1

【市の現状と課題】

基礎調査では、障がい種別によって「相談する場所がない」、「相談する場所がわからない」とする回答がみられ、誰にとってもわかりやすい相談窓口が求められています。身体・知的・精神障がいでは新たに利用・増やしたいサービスとして計画相談支援が最も高く、相談支援へのニーズがあります。相談窓口の周知に加え、相談支援専門員の確保と、関係機関との連携強化が課題となっています。

【確保のための方策】

市基幹相談支援センター*を中核的な機関として、市、相談支援事業所、地域包括支援センター、医療・教育・就労等の関係機関との連携を強化します。相談支援専門員の確保・育成の支援や、事例検討・研修等による支援の質の向上、のぞまないセルフプラン*の解消に向けた計画相談支援の提供体制の充実を図ります。地域移行・地域定着支援についても、病院・施設等への周知と連携を進めます。

5 障害児通所支援の見込量

障害児通所支援は、発達や障がいの状況に応じた療育・発達支援を行うとともに、家庭、保育所、学校等の生活の場と連携して、こどもの育ちと家族を支えるサービスです。

〈前計画実績(見込み)と令和9(2027)年度から令和11(2029)年度の見込量〉

サービスの種類	単 位	令和6年度(2024)(実績)	令和7年度(2025)(実績)	令和8年度(2026)(実績見込)	令和9年度(2027)(見込)	令和10年度(2028)(見込)	令和11年度(2029)(見込)
児童発達支援	合計日数(人日/月)	854	1,015	929	912	935	958
	人数(人/月)	111	133	116	119	122	125
放課後等デイサービス	合計日数(人日/月)	2,145	2,169	2,341	2,400	2,542	2,693
	人数(人/月)	227	236	240	254	269	285
居宅訪問型児童発達支援	合計日数(人日/月)	0	0	4	4	4	4
	人数(人/月)	0	0	1	1	1	1
保育所等訪問支援	合計日数(人日/月)	14	17	16	17	19	20
	人数(人/月)	9	11	10	11	12	13

※人日/月…日利用人員×月当たりの平均利用日数＝月間の延べ利用日数

【市の現状と課題】

基礎調査では、障がい児の平日の日中の過ごし方として放課後等デイサービスが 44.3%で最も高く、児童発達支援の利用もみられます。一方、重点課題の整理では、放課後等デイサービス等について特別なニーズに対応できる体制のある事業所の不足が指摘されています。重度の障がいや医療的ケアが必要なこどもを含め、個々のニーズに対応できる支援の質と受入体制の確保が課題となっています。

また、令和10(2028)年度に、放課後デイサービス事業所を含む、現在の障害者支援センターの民営化に伴う定員や受け入れの方針に変更はありません。

【確保のための方策】

白井市こども発達センターを中核的な機関として、地域の障害児通所支援事業所、保育所、学校、医療機関等との連携を強化します。利用実績や支給決定状況、発達支援ニーズを継続的に把握し、特別なニーズや重症心身障がい児、医療的ケア児*等にも対応できる事業所の確保・質の向上を促進します。保育所等訪問支援等を活用し、地域の保育・教育の場でのインクルージョン*を推進します。

また、必要な方にサービスが提供できるよう、支給決定の申請方法等を再度検討し、適切な支給決定に努めます。

6 障害児相談支援の見込量

障害児相談支援は、障害児通所支援等を利用するこどもと家族に対し、本人・家族の意向や生活状況を踏まえた利用計画の作成と継続的なモニタリング*を行うサービスです。

〈前計画実績(見込み)と令和9(2027)年度から令和11(2029)年度の見込量〉

サービスの種類	単 位	令和6年度（2024）（実績）	令和7年度（2025）（実績）	令和8年度（2026）（実績見込）	令和9年度（2027）（見込）	令和10年度（2028）（見込）	令和11年度（2029）（見込）
障害児相談支援	人数（人/月）	104	111	112	121	131	142

【市の現状と課題】

基礎調査の重点課題では、障がい児に対する相談支援事業所の不足が指摘されています。また、団体ヒアリングでは、就学先、発達、服薬等に関する相談への対応や、市の関係各課、市こども家庭センター、市基幹相談支援センター*等との連携強化が課題として挙げられています。こどもの成長段階に応じ、福祉・保健・医療・教育をつなぐ相談支援体制の確保が必要となっています。

【確保のための方策】

市基幹相談支援センター*を中核的な機関として、市、相談支援事業所、関係機関との連携を強化します。相談支援専門員の確保・育成、事例検討や研修等により支援の質を高め、のぞまないセルフプラン*の解消に向けて障害児相談支援の提供体制の充実を図ります。

（参考） 子ども・子育て支援等における障がい児等の受け入れ

〈前計画実績(見込み)と令和9(2027)年度から令和11(2029)年度の見込量〉

事業名	単位	令和6年度（2024）（実績）	令和7年度（2025）（実績）	令和8年度（2026）（実績見込）	令和9年度（2027）（見込）	令和10年度（2028）（見込）	令和11年度（2029）（見込）
保育所・認定こども園	人	69	108	104	120	120	120
小規模保育事業	人	0	3	2	2	2	2
幼稚園	人	44	62	50	26	26	26
学童保育所(放課後健全育成事業)	人	54	54	52	53	53	53
合 計		167	227	208	201	201	201

※令和9年度から幼稚園3園が認定こども園に移行予定となっています。

【市の現状と課題】

保育所等を利用する障がい児等(障害者手帳を所持している児童、障害児通所支援を利用している児童、保育士等の加配が必要な児童)の数は、年々増加傾向にあります。全国的に保育人材が不足している中、障がい児等が保育所等で安全に生活するため、加配保育士*の確保が課題となっています。また、療育と保育の両方を利用するこどもの保護者にとっては、療育の送迎等が大きな負担となっており、療育を利用しやすい環境の整備が課題となっています。

【確保のための方策】

保育所等や学童保育所の職員に係る処遇改善や保育に関する資格取得の支援を行い、保育人材の確保を図ります。 また、清水口保育園において、令和10年度の民営化と併せて児童発達支援事業を併設し、療育と保育の両方を利用しやすい環境を整備します。